Ⅱ　令和5年度指導監査実施計画

１　指導監査の実施方針

⑴指導監査の実施

ア　指導監査は「一般監査」と「特別監査」とし、必要に応じて「確認監査」を実施する。

イ　一般監査は「実地監査」とし、運営等が概ね良好な法人については３年に１回とし、会計監査人を設置し会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている法人は５年に１回、税理士又は公認会計士から事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人は４年に１回とするなど、沖縄県社会福祉法人等指導監査要綱（昭和57年５月13日生総第185号）第３条及び第３条の２で規定する周期で実施する。

ウ　特別監査は、運営等に問題を有する法人を対象に特定の事項について、事業主管課と合同で随時実施する。

⑵　指導事項に対する是正・改善等の措置

ア　指導事項に対する是正・改善の状況を期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

（当該年度中に解決が困難な事項については、事業主管課と連携し年次改善計画を樹立させる等確実に解決するよう継続的に指導する。）

なお、経理事務処理について継続して問題がある法人及び新設法人に対しては、社会福祉法人会計に精通した会計専門家を関与させること等について、助言を行う。

イ　一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合、又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、社会福祉法及び関係通知に基づき、事業主管課が当該法人の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

⑶　令和５年度指導監査にあたっては、感染症による重症化リスクの高い利用者の多い高齢者施設等において実地による指導監査を行うことを考慮し、感染症による感染対策を行った上で実施する。（マスク着用、室内の換気及び距離を保ったヒアリング等）

ただし、新型コロナウィルスやインフルエンザ等の感染症の流行又は監査対象施設における当該感染症の集団発生等の事態が生じた場合は、監査実施の対応をその都度個別に判断する。

２　指導監査の主眼事項及び着眼点

「指導監査ガイドライン」（平成29年４月27日付け雇児発0427第７号ほか厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙）のとおり。

なお、監査事項の体系は別紙のとおり。

３　指導監査の重点事項

⑴　社会福祉法改正の理念や目的に沿った経営組織の適正化が行われているか。
　　役員・評議員の適正な選任手続及び牽制機能が整っているか。

⑵　法令及び通知等に基づき、財務・会計管理が徹底して行われているか。

⑶　情報公開等、事業運営の透明性が整備され、国民に対する説明責任を果たしているか。

指導監査ガイドラインにおける「監査事項」の体系

Ⅰ 法人運営

1 定款

- 1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。
- 2 定款の変更が所定の手続を経て行われているか。
- 3 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。

2 内部管理体制

- 1 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。

3 評議員・評議員会

（1）評議員の選任

- 1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。
- 2 評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。
- 3 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。

（2）評議員会の招集・運営

- 1 評議員会の招集が適正に行われているか。
- 2 決議が適正に行われているか。
- 3 評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。
- 4 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。

4 理事

（1） 定数

- 1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。

（2）選任及び解任

- 1 理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。

（3）適格性

- 1 理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。
- 2 理事として含まれていなければならない者が選任されているか。

（4）理事長

- 1 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。

5 監事

（1）定数

- 1 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。

（2）選任及び解任

- 1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。
- 2 監事となることができない者が選任されていないか。
- 3 法に定める者が含まれているか。

（3）職務・義務

- 1 法令に定めるところにより業務を行っているか。
- 2 理事会への出席義務を履行しているか。

6 理事会

（1） 審議状況

- 1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。
- 2 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。
- 3 理事への権限の委任は適切に行われているか。
- 4 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。

（2） 記録

- 1 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。

（3）債権債務の状況

- 1 借入は、適正に行われているか。

7 会計監査人

- 1 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。
- 2 法令に定めるところにより選任されているか。
- 3 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。

8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

（１）報酬
－ １　評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。
－ ２　理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。
－ ３　監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。
－ ４　会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。
（２）報酬等支給基準
－ １　役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。
（３）報酬の支給
－ １　役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。
（４）報酬等の総額の公表
－ １　役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。

Ⅱ 事業

１　事業一般
－ １　定款に従って事業を実施しているか。
－ ２　「地域における公益的な取組」を実施しているか。

２　社会福祉事業
－ １　社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。
－ ２　社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。

３　公益事業
－ １　社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。

４　収益事業
－ １　法に基づき適正に実施されているか。
－ ２　法人が行う事業として法令上認められるものであるか。

Ⅲ 管理

１　人事管理
－ １　法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。

２　資産管理
（１）　基本財産
－ １　基本財産の管理運用が適切になされているか。
（２）　基本財産以外の財産
－ １　基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。
（３）　株式保有
－ １　株式の保有は適切になされているか。
（４）　不動産の借用
－ １　不動産を借用している場合、適正な手続を行っているか。

３　会計管理
（１）会計の原則
共通事項
（２）　規程・体制
－ １　経理規程を制定しているか。
－ ２　予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。
（３）会計処理
－ １　事業区分等は適正に区分されているか。
拠点区分について、サービス区分が設けられているか
－ ２　会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。
－ ３　計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。
資金収支計算書
１　計算書類に整合性がとれているか。
２　資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。
３　資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により作成されているか。
４　予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。

事業活動計算書

1　計算書類に整合性がとれているか。
2　事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。
3　収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。
4　寄附金について適正に計上されているか。

貸借対照表

1　計算書類に整合性がとれているか。
2　貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。
3　資産は実在しているか。
4　資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。
5　有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。
6　資産について時価評価を適正に行っているか。
7　有価証券の価額について適正に評価しているか。
8　棚卸資産について適正に評価しているか。
9　負債は網羅的に計上されているか（引当金を除く）。
10　引当金は適正かつ網羅的に計上されているか。
（徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金以外）
11　債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。
12　賞与引当金を適正に計上しているか。
13　退職給付引当金を適正に計上しているか。
14　純資産は適正に計上されているか。
15　基本金について適正に計上されているか。
16　国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。
17　その他の積立金について適正に計上されているか。

（４）会計帳簿

－　1　会計帳簿は適正に整備されているか。

（５）附属明細書等

－　1　注記が法令に基づき適正に作成されているか。
注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。
計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。
－　2　附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。
－　3　財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。

４　その他

（１）特別の利益供与の禁止

－　1　社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

（１－２）利益相反取引

1　利益相反取引について、理事会において法令に定められた手続きを行っているか。

（２）社会福祉充実計画

－　1　社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。

（３）情報の公表

－　1　法令に定める情報の公表を行っているか。

（４）その他

－　1　福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。
－　2　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。
－　3　当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。
－　4　契約等が適正に行われているか。